

# 船橋市建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱

平成28年9月20日

建指第848号

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）に規定する計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定（以下、「基準適合認定」という。）、区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（以下、「要耐震改修認定」という。）等に関する手続きについて、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成9年船橋市規則第33号。以下「規則」という。）に基づき、適切かつ円滑に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、政令、省令及び規則の例による。

(市長が適切であると認める者)

第3条 規則第2条第1項第1号、第4条第1項第1号、第11条第2項第1号及び第12条第1項第1号に規定する市長が適切であると認める者は、耐震判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する評価・判定等を行う委員会として、既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されたものをいう。）とする。

2 規則第11条第1項第1号に規定する市長が適切であると認める者は、指定確認検査機関（平成26年7月2日付け国住指第1137号に基づき、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」における調査者として業務を実施することの届け出を行ったものをいう。）とする。

(認定申請の事前相談)

第4条 計画の認定を申請しようとする者は、認定申請に先立って、計画の認定に係る事前相談書（第1号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に事前に相談するものとする。

(1) 省令及び規則に規定する計画の認定申請の添付書類（第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を除く。）

(2) 立面図

(3) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(4) その他市長が必要と認める図書

2 基準適合認定を申請しようとする者は、認定申請に先立って、基準適合認定に係る事前相談書（第2号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に事前に相談するものとする。

(1) 省令及び規則に規定する基準適合認定申請の添付書類（第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を除く。）

(2) 立面図

(3) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(4) 耐震改修を行う場合、その工事の工程表

(5) その他市長が必要と認める図書

3 要耐震改修認定を申請しようとする者は、認定申請に先立って、要耐震改修認定に係る事前相談書（第3号様式）に次に掲げる図書及び書類を添えて、市長に事前に相談するものとする。

(1) 省令及び規則に規定する要耐震改修認定申請の添付書類（第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定を除く。）

(2) 立面図

(3) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(4) その他市長が必要と認める図書

4 前3項の規定にかかわらず、市長が認める場合は事前相談を省略することができる。

（専門機関の評定）

第5条 計画の認定、基準適合認定及び要耐震改修認定を申請しようとする者は、認定申請を行う前に申請に係る建築物について、第3条に規定する市長が適切であると認める者による耐震診断の評定（認定の申請に当たってあらかじめ判定の必要がないと認められる場合を除く。）を受けものとする。

（計画の認定の申請の添付書類）

第6条 計画の認定の申請は、省令及び規則に定めのある図書のほか、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 計画概要書（第4号様式）
- (2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）
- (3) 立面図
- (4) その他市長が必要と認める図書  
（建築主事の同意）

第7条 法第17条第4項に規定する建築主事の同意を要する場合、市長は建築主事に建築物の耐震改修の計画に係る同意（依頼）（第5号様式）により依頼する。

- 2 建築主事は第1項の依頼に係る計画の審査が終了した場合、建築物の耐震改修の計画の認定に係る同意（回答）（第6号様式）により市長に回答するものとする。  
（計画の認定の通知）

第8条 法第17条第10項に規定する建築主事への通知は、計画の認定をした旨の通知書（第7号様式）に認定通知書の写しを添えて行うものとする。

- 2 市長は、申請に係る計画が法第17条第3項の規定に適合しないことを認めた場合、もしくは同条4項に規定する建築主事の同意が得られなかった場合は、計画の認定ができない旨の通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、申請に係る計画が建築確認申請等を要するもので前項の通知をした場合は、計画の認定ができない旨の通知書（第9号様式）により、建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第9条 規則第6条第1項の規定により、計画の変更の認定を受ける場合において、変更に係る部分を除く部分の図書は添えることを要しない。

- 2 第4条から前条までの規定は、法第18条第1項に規定する計画の変更をしようとする場合において準用する。  
（軽微な変更）

第10条 省令第32条に定める軽微な変更は、規則第10条に規定する工事完了届の備考欄に内容を記載し、市長に届け出るものとする。

（改善命令）

第11条 法第20条に規定する改善に必要な措置をとるべきことの命令は、改善命令書（第10号様式）により行うものとする。

（計画の認定の取消し）

第12条 市長は、法第21条の規定により計画の認定を取消した場合は、計画認定取消通知書（第11号様式）により認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、認定に係る計画が建築確認申請等を要するもので前項の通知をした場合は計画認定取消通知書（第12号様式）により、建築主事に通知するものとする。

（建築主事への通知）

第13条 市長は、認定に係る計画が建築確認申請等を要するものである場合で、第10条、規則第5条、第8条及び第9条の届け出等があったときは、計画の認定の変更等の通知書（第13号様式）により、建築主事に通知するものとする。

（基準適合認定の申請の添付書類）

第14条 規則第11条第1項第1号、同条同項第2号ウ、同条第2項第4号及び同条第3項第3号で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 認定申請概要書（第14号様式）

(2) 当該申請に係る建築物の外観写真（外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。）

(3) 立面図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第11条第1項第2号ア及び同条第3項第1号に規定する現況報告書は、現況報告書（第15号様式）による。

3 耐震改修後に基準適合認定の申請をしようとする場合、省令、規則及び前2項に定める図書のほか、当該工事を行った部分に関する耐震改修工事の施工状況報告書（第16号様式）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は前項の書類の提出があった場合、工事が適切に行われたかを必要に応じて現地にて確認するものとする。

（基準適合認定ができない旨の通知）

第15条 市長は、基準適合認定申請に係る建築物が法第22条第2項の規定に適合しないことを認めるときは、その理由を明示して、基準適合認定ができない旨の通知書（第17号様式）により、申請者に通知するものとする。

(基準適合認定建築物の認定の取消し)

第16条 市長は、法第23条により基準適合建築物に係る認定を取消した場合は、基準適合認定取消通知書(第18号様式)により認定を受けた者に通知するものとする。

(要耐震改修認定の申請の添付書類)

第17条 規則第12条第1項第4号で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省令第37条第1項第1号に規定する集会(以下、「集会」という。)において区分所有者に配布した書類一式
- (2) 集会に出席した者(議決権を有しない者を除く。)の名簿(出席者の記名及び押印があるものに限る。議決権を委任した場合は委任状。)
- (3) 申請に係る区分所有建築物の一棟建物全部事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第196条第1項第5号の一棟建物全部事項証明書をいう。)
- (4) 認定申請概要書(第14号様式)
- (5) 当該申請に係る建築物の外観写真(外壁の状態、屋根及び屋上の状態を確認できるもの。)
- (6) 立面図
- (7) その他市長が必要と認める書類

(要耐震改修認定ができない旨の通知)

第18条 市長は、要耐震改修認定申請に係る区分所有建築物が法第25条第2項の規定に適合しないことを認めるときは、その理由を明示して、要耐震改修認定ができない旨の通知書(第19号様式)により、申請者に通知するものとする。

(要耐震改修認定建築物への指示)

第19条 法第27条第2項に規定する指示は、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する指示書(第20号様式)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する要綱の廃止)

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する要綱(平成27年6月8日建指第370号)は、廃止する。

(船橋市建築物の耐震改修の認定に関する事務処理要領の廃止)

3 船橋市建築物の耐震改修の認定に関する事務処理要領（平成21年4月30日建指第160号）は、廃止する。

（施行期日）

4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

計画の認定に係る事前相談書

年 月 日

船橋市長 あて

相談者（認定申請書の申請者又は代理人）  
（住所）  
（氏名）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、認定申請に先立って事前相談書を提出します。

認定申請の種類	法第17条第1項・規則第28条第 項
敷地の地名地番	千葉県船橋市
建物用途等	
構造・規模等	造・ 階建て・延べ面積 m <sup>2</sup>
建築確認等の有無	あり 建築確認年月日： 建築確認番号： 検査済証年月日： なし（ 年着工）
耐震改修に伴う増築等の有無	あり ・ なし
耐震改修の履歴及び予定	年 月 日 概要（ ） 年 月 日 概要（ ） 年 月 日 概要（ ）
申請者	【住所】
	【氏名】
	【電話番号】
代理人（設計者）、又は耐震診断の実施者	【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
	【氏名】
	【建築士事務所名】
	【電話番号】

第2号様式

基準適合認定に係る事前相談書

年 月 日

船橋市長 あて

相談者（認定申請書の申請者又は代理人）  
 (住所)  
 \_\_\_\_\_  
 (氏名)  
 \_\_\_\_\_

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第4条第2項の規定に基づき、認定申請に先立って事前相談書を提出します。

認定申請の種類	法第22条第1項・規則第33条第 項
敷地の地名地番	千葉県船橋市
建物用途等	
構造・規模等	造・ 階建て・延べ面積 m <sup>2</sup>
建築確認等の有無	あり 建築確認年月日： 建築確認番号： 検査済証年月日： なし（ 年着工）
耐震改修の履歴及び予定	年 月 日 概要（ ） 年 月 日 概要（ ） 年 月 日 概要（ ）
申請者	【住所】
	【氏名】
	【電話番号】
代理人（設計者）、又は耐震診断の実施者	【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
	【氏名】
	【建築士事務所名】
	【電話番号】



第3号様式

要耐震改修認定に係る事前相談書

年 月 日

船橋市長 あて

相談者（認定申請書の申請者又は代理人）  
 (住所)  
 \_\_\_\_\_  
 (氏名)  
 \_\_\_\_\_

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定等に関する要綱第4条第3項の規定に基づき、認定申請に先立って事前相談書を提出します。

認定申請の種類	法第25条第1項・規則第37条
敷地の地名地番	千葉県船橋市
建物用途等	
構造・規模等	造・階建て・延べ面積 m <sup>2</sup>
建築確認等の有無	あり 建築確認年月日： 建築確認番号： 検査済証年月日： なし（ 年着工）
耐震改修の履歴及び予定	年 月 日 概要（ ） 年 月 日 概要（ ） 年 月 日 概要（ ）
申請者	【住所】
	【氏名】
	【電話番号】
代理人（設計者）、又は耐震診断の実施者	【資格】（ ）建築士（ ）登録第 号
	【氏名】
	【建築士事務所名】
	【電話番号】

第4号様式

計画概要書  
(第一面)

申請者等の概要			
1 申請者			
(1) 氏名			
(2) 住所			
2 代理者			
(1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
3 設計者又は耐震診断の実施者			
(1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
認定を受けようとする建築物の概要			
(1) 名 称			
(2) 地名地番			
(3) 建築物の階数 地上 階 地下 階			
(4) 延べ面積 . m <sup>2</sup>			
(5) 建築面積 . m <sup>2</sup>			
(6) 構造方法 造 一部 造			
(7) 用途			
(8) 工事種別 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 一部の除去 <input type="checkbox"/> 敷地の整備			
(9) 確認申請又は計画通知の要否 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要			
(10) 工事着手予定年月日 年 月 日			
(11) 工事完了予定年月日 年 月 日			
(12) 建築確認年月日・番号 年 月 日			
(13) 検査済証年月日・番号 年 月 日			
(14) 竣工年月日 ((13) 不明時) 年 月 日			
建築物の耐震改修の事業の概要			

付近見取図

---

配置図

---

（注意）

- ・ 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ・ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

計画概要書

(第三面)

認定を受けた計画の変更の概要

変更前の計画の認定通知書番号	耐震第	号
変更前の計画の認定年月日	年	月 日
変更の概要		

(注意)

- ・ 第三面は法第18条の規定により、認定を受けた計画の変更をする場合に添付してください。

建築物の耐震改修の計画に係る同意（依頼）

第 号

年 月 日

船橋市建築主事 あて

船橋市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、計画の認定の申請がありましたので、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第4条の規定に基づき建築主事に同意を求めます。

記

1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

2 申請者の氏名又は名称

3 建築物及びその敷地に関する事項

(1) 建築物の名称

(2) 敷地の地名地番

(3) 建築物の階数 階

(4) 延べ面積  $m^2$

(5) 建築面積  $m^2$

(6) 構造方法 造 一部 造

(7) 用途

(8) 工事種別

建築物の耐震改修の計画に係る同意（回答）

第 号

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市建築主事 印

年 月 日付け第 号で依頼のありました、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第4項に規定する認定に対する同意について、次のとおり回答します。

記

1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

2 申請者の氏名又は名称

3 建築物及びその敷地に関する事項

(1) 建築物の名称

(2) 敷地の地名地番

4 計画の認定に対する同意について

同意する（第 号）

同意しない

理由

計画の認定をした旨の通知書

第 号  
年 月 日

船橋市建築主事 あて

船橋市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定により下記のとおり計画の認定をしたので、同条第10項の規定により通知します。

記

1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地

2 申請者の氏名又は名称

3 認定年月日・番号 年 月 日 第 号

4 建築物及びその敷地に関する事項

(1) 建築物の名称

(2) 敷地の地名地番

(3) 建築物の階数 階

(4) 延べ面積  $m^2$

(5) 建築面積  $m^2$

(6) 構造方法 造 一部 造

(7) 用途

(8) 工事種別

計画の認定ができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

申請者の氏名又は名称

様

船橋市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の建築物の耐震改修の計画は、下記の理由により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する認定の基準に適合しないと認めましたので、通知します。

なお、この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。(処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。(裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

(理由)



計画の認定ができない旨の通知書

第 号  
年 月 日

船橋市建築主事 あて

船橋市長 印

下記の建築物の耐震改修の計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する認定の基準に適合しないと認めましたので、通知します。

記

- 1 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 2 申請者の氏名又は名称
- 3 建築物及びその敷地に関する事項
  - (1) 建築物の名称
  - (2) 敷地の地名地番
  - (3) 建築物の階数 階
  - (4) 延べ面積  $m^2$
  - (5) 建築面積  $m^2$
  - (6) 構造方法 造 一部 造
  - (7) 用途
  - (8) 工事種別

改善命令書

第 号

年 月 日

認定事業者の氏名又は名称

様

船橋市長

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する認定を受けた下記の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第20条の規定に基づき改善を命令します。

記

- 1 認定通知書番号 耐震第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 改善の措置
- 6 改善期限
- 7 その他

計画認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定事業者の氏名又は名称  
様

船橋市長 印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する認定を受けた下記の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定に基づき認定を取消しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。(処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

記

- 1 認定通知書番号 耐震第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 取消しの理由
- 6 その他

計画認定取消通知書

第 号

年 月 日

船橋市建築主事 あて

船橋市長

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に規定する認定を受けた下記の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第21条の規定に基づき認定を取消しましたので通知します。

記

1 認定通知書番号 耐震第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 建築物の名称

4 敷地の地名地番

5 取消しの理由

6 その他

計画の認定の変更等の通知書

第 号

年 月 日

船橋市建築主事 あて

船橋市長 印

下記の計画の認定について、

軽微な変更の届出
名義の変更の届出
申請の取下げの届出
工事の取りやめの届出

がありましたので通知します。

記

- 1 認定通知書番号 耐震第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 申請者の住所又は主たる事務所の所在地
- 4 申請者の氏名又は名称
- 5 建築物の名称
- 6 敷地の地名地番
- 7 その他

第14号様式

認定申請概要書  
(第一面)

申請者等の概要			
1 申請者			
(1) 氏名			
(2) 住所			
2 代理者			
(1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
3 耐震診断の実施者			
(1) 資格 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号			
(2) 氏名			
(3) 建築士事務所名			
(4) 所在地			
(5) 電話番号			
認定を受けようとする建築物の概要			
(1) 名 称			
(2) 地名地番			
(3) 建築物の階数 地上 階 地下 階			
(4) 延べ面積 . m <sup>2</sup>			
(5) 建築面積 . m <sup>2</sup>			
(6) 構造方法 造 一部 造			
(7) 用途			
(8) 建築確認年月日・番号 年 月 日			
(9) 検査済証年月日・番号 年 月 日			
(10) 竣工年月日 ((9) 不明時) 年 月 日			

付近見取図

---

配置図

---

（注意）

- ・ 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ・ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示してください。

## 現況報告書

(第一面)

年 月 日

船橋市長 あて

調査者 (認定申請書の申請者又は代理人)

氏 名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項に基づく認定申請に係る建築物について、現況を調査しましたので報告いたします。

この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

1 調査者	
(1) 資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
(2) 氏名	
(3) 建築士事務所名	
(4) 所在地	
(5) 電話番号	
2 建築物の概要	
(1) 名称	
(2) 地名地番	
3 調査結果概要	
(1) 構造耐力関係規定	<input type="checkbox"/> 適法 <input type="checkbox"/> 既存不適格
既存不適格条項	
(2) 増改築等の履歴	<input type="checkbox"/> 違法な増改築の実施がされていないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 違法な増改築の実施が確認された。 所見：
(3) 既存部分の劣化状況	<input type="checkbox"/> 構造耐力上支障となるような損傷、腐食その他の劣化の状況は認められないことを確認した。 <input type="checkbox"/> 構造耐力上支障となるような損傷、腐食その他の劣化の状況が認められた。 所見：



## (第二面)

## 増改築等の履歴

建築等 の年	工事種別	確認済証及び検査済証の有無	工事の概要
		確認済証 第           号 年    月    日 検査済証 第           号 年    月    日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外工事	
		確認済証 第           号 年    月    日 検査済証 第           号 年    月    日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外工事	
		確認済証 第           号 年    月    日 検査済証 第           号 年    月    日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外工事	
		確認済証 第           号 年    月    日 検査済証 第           号 年    月    日 <input type="checkbox"/> 確認及び検査の対象外工事	

注 工事種別には新築、増築、改築、修繕、模様替え、用途変更、耐震改修等の区分を記載してください。

## (第三面-RC)

## 現況調査の実施状況 (鉄筋コンクリート造)

調査項目		調査結果
敷地の安全の確認 (がけ・擁壁等の有無)		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
地盤の状況 (亀裂、傾斜、沈下等の有無)		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
ひび 割れ	構造(せん断・曲げ)	<input type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> やや多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 殆ど無し
	変形(不同沈下など)	<input type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> やや多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 殆ど無し
	乾燥収縮	<input type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> やや多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 殆ど無し
	劣化	<input type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> やや多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 殆ど無し
鉄筋の腐食状況		<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 鉄筋の露出 <input type="checkbox"/> 錆汁発生 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
柱の傾斜及び梁・スラブ等の 変形		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
不同沈下		<input type="checkbox"/> 有 (相対沈下量: 1/ 程度) → <input type="checkbox"/> 進行形 <input type="checkbox"/> 非進行形 <input type="checkbox"/> 無
仕上げ状態	外部	<input type="checkbox"/> 剥落が著しい <input type="checkbox"/> 剥落がややある <input type="checkbox"/> 特に問題なし
	内部	<input type="checkbox"/> 剥落が著しい <input type="checkbox"/> 剥落がややある <input type="checkbox"/> 特に問題なし
既存エキスパンションジョイント		<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 所要の間隔が保たれている → <input type="checkbox"/> 所要の間隔が保たれていない (層間変形角の 1/ 程度) <input type="checkbox"/> 無
設計図書と現況の相違箇所		<input type="checkbox"/> 有 (相違箇所と状況) <input type="checkbox"/> 無
その他特記事項		

注 調査対象建築物の外壁及び屋根の状態を確認できる写真を添付してください。  
必要に応じて調査に伴う写真等を添付してください。

## (第三面-S)

## 現況調査の実施状況 (鉄骨造)

調査項目		調査結果
敷地の安全の確認 (がけ・擁壁等の有無)		<input type="checkbox"/> 有 (所見： ) <input type="checkbox"/> 無
地盤の状況 (亀裂、傾斜、沈下等の有無)		<input type="checkbox"/> 有 (所見： ) <input type="checkbox"/> 無
基礎	ひび割れ	<input type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> やや多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 殆ど無し
	鉄筋の腐食状況	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 鉄筋の露出 <input type="checkbox"/> 錆汁発生 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (所見： ) <input type="checkbox"/> 無
建築物の傾斜		<input type="checkbox"/> 有 (所見： ) <input type="checkbox"/> 無
不同沈下		<input type="checkbox"/> 有 (相対沈下量：1/ 程度) → <input type="checkbox"/> 進行形 <input type="checkbox"/> 非進行形 <input type="checkbox"/> 無
既存エキスパンションジョイント		<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 所要の間隔が保たれている → <input type="checkbox"/> 所要の間隔が保たれていない (層間変形角の 1/ 程度) <input type="checkbox"/> 無
仕口・継手 部の状況	ボルト接合部	有 (所見： )
	溶接部	有 (所見： )
筋かい材の座屈、垂れ下がり		<input type="checkbox"/> 有 (所見： ) <input type="checkbox"/> 無
設計図書と現況の相違箇所		<input type="checkbox"/> 有 (相違箇所と状況) <input type="checkbox"/> 無
その他特記事項		

注 調査対象建築物の外壁及び屋根の状態を確認できる写真を添付してください。  
必要に応じて調査に伴う写真等を添付してください。

## (第三面-木)

## 現況調査の実施状況 (木造)

調査項目		調査結果
敷地の安全の確認 (がけ・擁壁等の有無)		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
地盤の状況 (亀裂、傾斜、沈下等の有無)		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
基礎	ひび割れ	<input type="checkbox"/> 非常に多い <input type="checkbox"/> 多い <input type="checkbox"/> やや多い <input type="checkbox"/> 少ない <input type="checkbox"/> 殆ど無し
	鉄筋の腐食状況	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 鉄筋の露出 <input type="checkbox"/> 錆汁発生 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
建築物の傾斜		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
不同沈下		<input type="checkbox"/> 有 (相対沈下量: 1/ 程度) → <input type="checkbox"/> 進行形 <input type="checkbox"/> 非進行形 <input type="checkbox"/> 無
腐朽・腐食・蟻害等		<input type="checkbox"/> 有 (所見: ) <input type="checkbox"/> 無
設計図書と現況の相違箇所		<input type="checkbox"/> 有 (相違箇所と状況) <input type="checkbox"/> 無
その他特記事項		

注 調査対象建築物の外壁及び屋根の状態を確認できる写真を添付してください。  
必要に応じて調査に伴う写真等を添付してください。

耐震改修工事の施工状況報告書

年 月 日

船橋市長 あて

調査者（認定申請書の申請者又は代理人）

氏 名

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項に規定する認定申請に係る建築物の耐震改修工事が申請に添付される図書に基づき適正に施工されていることを確認しましたので、以下のとおり報告いたします。

この調査書に記載の事項は事実と相違ありません。

1 調査者	
(1) 資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
(2) 氏名	
(3) 建築士事務所名	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
(4) 所在地	
(5) 電話番号	
2 建築物の概要	
(1) 名称	
(2) 地名地番	
(3) 規模	
(4) 構造	
(5) 工事期間	
(6) 耐震判定委員会	
(7) 評価年月日・番号	

3 耐震改修計画策定者	
(1) 資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
(2) 氏名	
(3) 建築士事務所名	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
(4) 所在地	
(5) 電話番号	
4 工事監理者	
(1) 資格	( ) 建築士 ( ) 登録 第 号
(2) 氏名	
(3) 建築士事務所名	( ) 級建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
(4) 所在地	
(5) 電話番号	
5 工事施工者	
(1) 氏名	
(2) 事業所名	建設業の許可 ( ) 第 号
(3) 所在地	
(4) 電話番号	

基準適合認定ができない旨の通知書

第 号

年 月 日

申請者の氏名又は名称

様

船橋市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の建築物は、下記の理由により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項に規定する認定の基準に適合しないと認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。(処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

(理由)

基準適合認定取消通知書

第 号  
年 月 日

認定を受けた者の氏名又は名称

様

船橋市長

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項に規定する認定を受けた下記の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第23条の規定に基づき認定を取消しましたので通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。(処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

記

- 1 認定通知書番号 耐震第 号
- 2 認定年月日 年 月 日
- 3 建築物の名称
- 4 敷地の地名地番
- 5 取消しの理由
- 6 その他



要耐震改修認定ができない旨の通知書

第 号

年 月 日

申請者の氏名又は名称

様

船橋市長

印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の建築物は、下記の理由により、建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に規定する認定の基準に適合しないと認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。(処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。(処分の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

(裁決の日から1年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができません。)

(理由)

要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に関する指示書

第 号

年 月 日

区分所有者の氏名又は名称

様

船橋市長

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に規定する認定を受けた下記の要耐震改修認定建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第2項の規定に基づき指示をします。

記

1 認定通知書番号 耐震第 号

2 認定年月日 年 月 日

3 建築物の名称

4 敷地の地名地番

5 指示の内容

6 その他

※正当な理由がなく、この指示に従わなかったときは、その旨を公表する場合があります。